

令和7年度 中央地区中学校新人体育大会 サッカーの部 実施要項

1 期 日 令和7年10月6日(月)、7日(火)、8日(水)、予備日9日(木)

2 会 場 IFAフットボールセンター/JAいばらきスポーツパーク

3 大会役員

部 長	豊田 敬慈 (ひたちなか市立勝田第二中学校)
委 員 長	西川 雄大 (水戸市立双葉台中学校)
副 委 員 長	岡 雅昭 (ひたちなか市立佐野中学校)
審 判 長	綿引 大地 (小美玉市立美野里中学校)
会 場	荒井 悠次 (東海村立東海南中学校)
	岡 雅昭 (ひたちなか市立佐野中学校)
技 術	横須賀崇史 (水戸英宏中学校)
	高橋 孝平 (水戸市立第二中学校)
会 計	大出 圭亮 (笠間市立笠間中学校)
市・地区委員長	長谷川立樹 (千 波) 小林 圭 (友部二) 江幡 祐太朗 (大 島)
	綿引 大地 (美野里) 荒井 悠次 (東海南)

4 審 判 員 各中学校サッカー部顧問 ※上記大会役員で審判員を兼務する者もいる。

5 競技規則・競技方法

- (1) 本大会の競技規則は、(公財) 日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則 2025/26」による。
- (2) 選手の交代は、登録した7名の交代要員の中から交代が認められ、一度退いた競技者も再び出場することができる。交代の回数に制限を設けない。交代の手続きは、競技規則第3条に則して行う。
- (3) 本大会に参加するチームで、予選となる市・地区大会の試合において退場を命ぜられた選手は、その内容により、本大会にその未消化分が継続する。
- (4) 大会3日目(準決勝、決勝、代表決定戦)は、試合開始70分前に本部にてMCMを行う。メンバー提出用紙3部とユニフォーム2色を持参し、チーム関係者が参加して最小限の時間で実施する。
- (5) ユニフォームは(公財) 日本サッカー協会のユニフォーム規定に準ずる。ただし、日本サッカー協会からの通知を受け選手の用具に関して運用緩和する。
- (6) 競技は、ノックアウト方式とする。
- (7) 上位3チームが、令和7年度茨城県中学校新人体育大会(サッカーの部)に出場できる。
- (8) 試合時間は、1日目は、50分間とし、ハーフタイムのインターバル5分間とする。2、3日目は、60分間とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。勝敗が決しない場合は、1日目はPK方式により次回戦進出チームを決定する。2日目と3日目は、延長10分間の延長戦を行い、なお決しない場合には、PK方式により次回戦進出チームを決定する。
- (9) WBGT値によって、飲水やクーリングブレイクを設ける。(前半なし、後半ありの場合もある)
- (10) 競技者及び交代要員について、手の爪を切っておくこと。また、腕や首につけるアクセサリ及びお守りなどの着用を禁止する。
- (11) ピッチ回りにスクイズボトルを置くこととチーム内のみ共有を可とする。ただし、中身は水のみとする。

6 懲罰

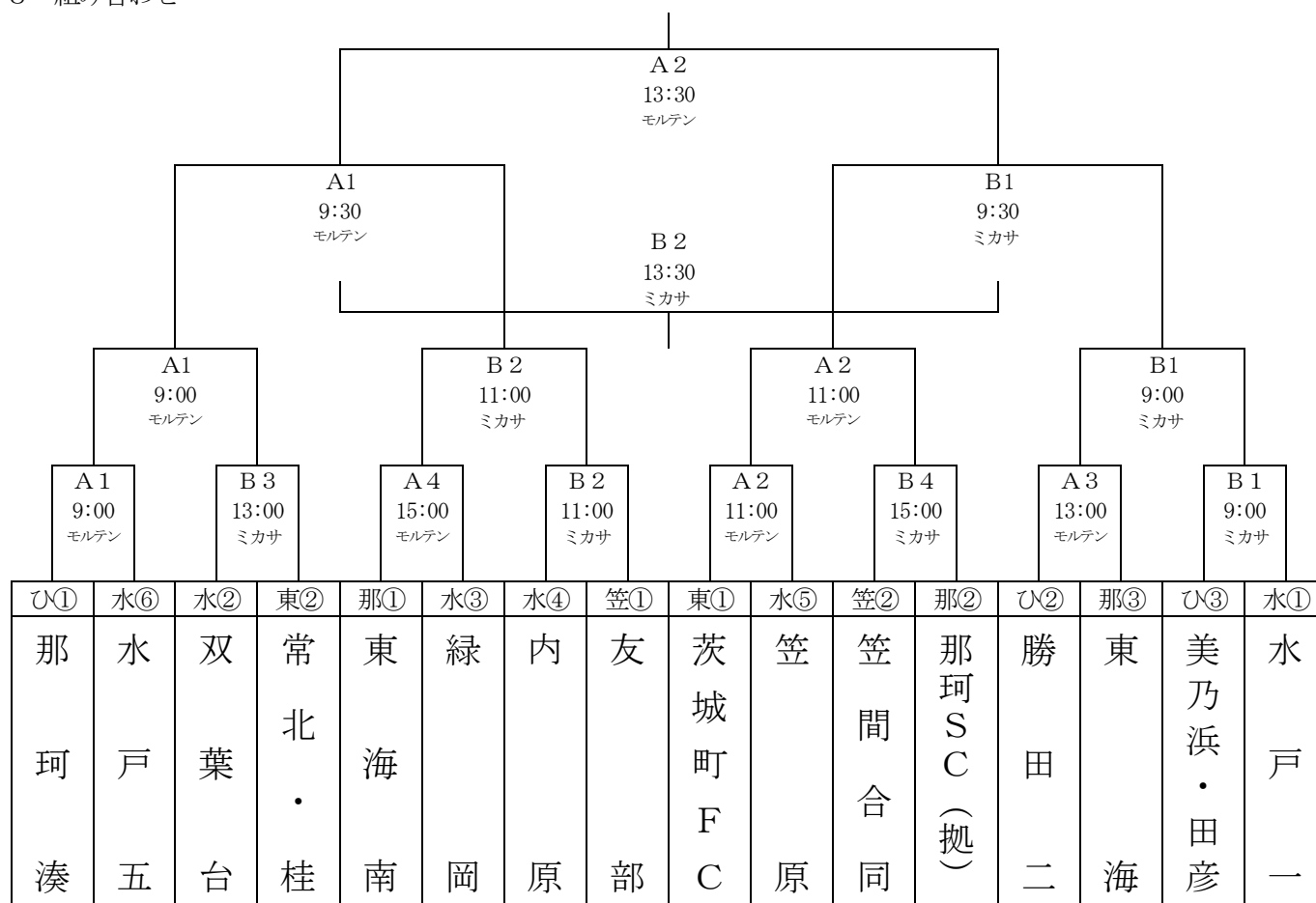
- (1) 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については(公財) 日本サッカー協会懲罰基準に準拠して(公財) 茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。
- (2) 本大会期間中に(公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了によって残存した出場停止処分については、令和7年度茨城県中学校新人体育大会(サッカーの部)で適用される。令和7年度茨城県中学校新人体育大会(サッカーの部)に出場しない場合は、順次次の公式戦で適用される。
- (3) 本大会で累積された警告が2回となった場合、自動的に本大会の次の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処分を(公財) 茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財) 茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。

- (4) 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし2回の警告は累積されない。本大会の終了によって残存した出場停止処分については、令和7年度茨城県中学校新人体育大会（サッカーの部）で適用される。令和7年度茨城県中学校新人体育大会（サッカーの部）に出場しない場合は、順次次の公式戦で適用される。
- (5) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。
- (6) 出場資格がない選手が本大会の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの0-3の敗戦として試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については（公財）茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部及び（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。
- (7) ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上（公財）日本サッカー協会懲罰規程に基づき（公財）茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

7 その他

- 許可がなく、個人情報 that 特定されるような形で、自チームや他チームの情報を SNS 上に掲載することや大会等の写真や動画を SNS サイトに投稿すること、個人の姿態や試合の様子等を撮影した写真または動画を譲渡することを認めない。

8 組み合わせ



【要項の改廃】 本実施要項は、中央地区中学校体育連盟サッカー専門部において改廃できる。

【施行日】 令和7年9月1日 施行